

甲賀市郵便入札実施要領

(趣旨)

第1条 市発注の物品、役務等(以下「物品役務等」という。)の郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の執行については、甲賀市財務規則(平成16年甲賀市規則第33号。以下「規則」という。)及び甲賀市建設工事等入札執行要領(平成16年甲賀市告示第13号。以下「入札執行要領」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(郵便入札の実施対象)

第2条 物品役務等の競争入札を実施するに当たり、公告又は通知(以下「公告等」という。)したものについて、郵便入札を実施するものとする。

(入札の公告等)

第3条 契約担当者は、郵便入札を行おうとするときは、規則に定めるもののほか、次に掲げる事項を公告等するものとする。

(1) 郵便入札の指定

(2) 入札書その他当該入札の公告等で指定する書類(以下「入札書等」という。)の郵送方法

(3) 入札書等の到達期限

(4) 入札書等の送付先

(5) 前各号に掲げるもののほか、郵便入札の実施に際し必要な事項

(入札書等の郵送方法等)

第4条 郵便入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書等をあらかじめ指定する期日までに到達するよう郵送しなければならない。ただし、郵送が困難な場合等においては持参も認めるものとする。

2 前項の規定により郵送するときは、入札参加者は、所定の事項を全て記載した入札書等を封筒に入れて封緘し、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により送付しなければならない。この場合において、入札書等の郵送用封筒には、入札書等在中の旨、工事番号その他必要な事項を記載するものとする。

3 郵便入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を指定する期

日までに到達するよう郵送又は持参のいずれかの方法により提出しなければならない。

(入札書等の保管等)

第6条 契約担当者は、入札書等が到達したときは、受付印を封筒余白に押し、押印順に連番を記載し、これを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

2 到達した入札書等は、書き換え、引換え又は撤回をすることはできない。

3 持参の場合、入札参加者は、入札書等を契約担当者に直接手渡し、契約担当者はこれを開札日時まで厳重に保管しなければならない。

4 第4条第2項に規定する必要事項の記載がないその他該当入札と判別できない場合又は指定された日時後に提出された場合においては、当該入札書等を速やかに返却するものとする。

(開札)

第7条 郵便入札の開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において執行するものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、代理人が立ち会う場合は、委任状を提出しなければならない。

3 契約担当者は、落札者となるべき価格の入札をした者の入札価格が、明らかに桁誤り又は積算誤りによる錯誤が疑われる場合は、当該入札者に対し確認することができる。

4 契約担当者は、前項の規定により錯誤が認められた場合は、入札書錯誤届(別記様式)の提出を求めることができる。ただし、入札書錯誤届の提出後は、再度の入札書の提出は認めない。

(郵便入札の無効等)

第8条 次の各号のいずれかに該当する郵便入札は、無効又は失格とする。

(1) 公告等で指定する到達期限より後に到達したもの

(2) 入札書等その他必要とされた書類が同封されていないもの

(3) 前条第4項の規定により錯誤が認められたもの

(4) 規則第121条各号又は入札執行要領第3条に該当するもの

(入札回数)

第9条 郵便入札に付した場合の入札は2回とする。ただし、入札執行者(規則第

122条第1項に規定する者をいう。)が特に必要と認めるときは、1回に限り延長することができる。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

(再度の入札)

第10条 再度の郵便入札を行う場合、直ちに失格者以外の最低入札価格を明らかにするとともに、入札書等の到達期限並びに開札日時及び場所を指定し、当該入札に参加した者のうち、有効な入札を行った入札参加者に通知するものとする。

(くじによる落札者の決定)

第11条 落札者となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、次の方法により落札者を決定するものとする。

(1) 落札者となるべき価格の入札をした複数の者(以下「同額入札者」という。)の入札書に、第6条第1項の規定により記載した連番の順に、0番から順に番号を記載する。

(2) 同額入札者の入札書に記載されたくじ用の3桁以内の数字(くじ用の数字が記載されていない場合にあつては、000)の合計を同額入札者の数で除し、その余りの数字と前号で記載した数字が合致した者を落札者とする。

(入札を延期する場合等の措置)

第12条 市長は、郵便事情等により郵送に遅れが生じたとき、又は不正な行為等により必要があると認めるときは、当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。なお、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を入札参加者に返却するものとする。

3 契約担当者は、入札の延期、中止又は取消しをした場合は、速やかに当該入札参加者に通知するものとする。

(入札結果の通知)

第13条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うものとする。

(異議の申立て)

第14条 入札参加者は、この要領、関係法令等に基づく入札条件の不知又は内容

の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。